

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の策定体制
4. 計画の期間
5. 日常生活圏域について
6. 計画の基本理念

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は平成20（2008）年をピークに減少し続け、令和7年（2025）年以降は労働力の中核となる15歳から64歳までの生産年齢人口が急速に減少すると予測されています。一方で、65歳以上の高齢者のうち、特に75歳以上の高齢者の割合は令和42（2060）年頃まで上昇し、25%を超えると予測され、人口減少と少子高齢化が進展すると見込まれています。

そのため、平成26（2014）年に医療及び介護保険の制度改革が行われ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進が求められました。

本市においても将来人口動態を概ね国と同様の傾向にあると見込んでおり、平成27（2015）年以降は古賀市版地域包括ケアシステムの構築と推進に向け取り組んできました。

しかしながら、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福岡県においても4度の緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出を控える外出自粛や3密（密閉、密集、密接）の回避など、人との距離を確保し一人一人が感染拡大を防ぐ行動をとる生活を余儀なくされました。この結果、外出や介護サービスの利用等、人との接触を控える高齢者も見受けられ、3年以上にわたったコロナ禍は高齢者の生活に影響を与えました。

本計画期間中には令和7（2025）年を迎えますが、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据え展望するにあたり、これまで以上に今後の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤の整備、「共生」と「予防」を視点とした認知症施策や古賀市版地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた更なる取組が必要となります。

このたび、「古賀市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画」（令和3（2021）～令和5（2023）年度）は満了を迎えますが、基本理念は継承しつつ、令和22（2040）年を見通し古賀市版地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画として、「古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

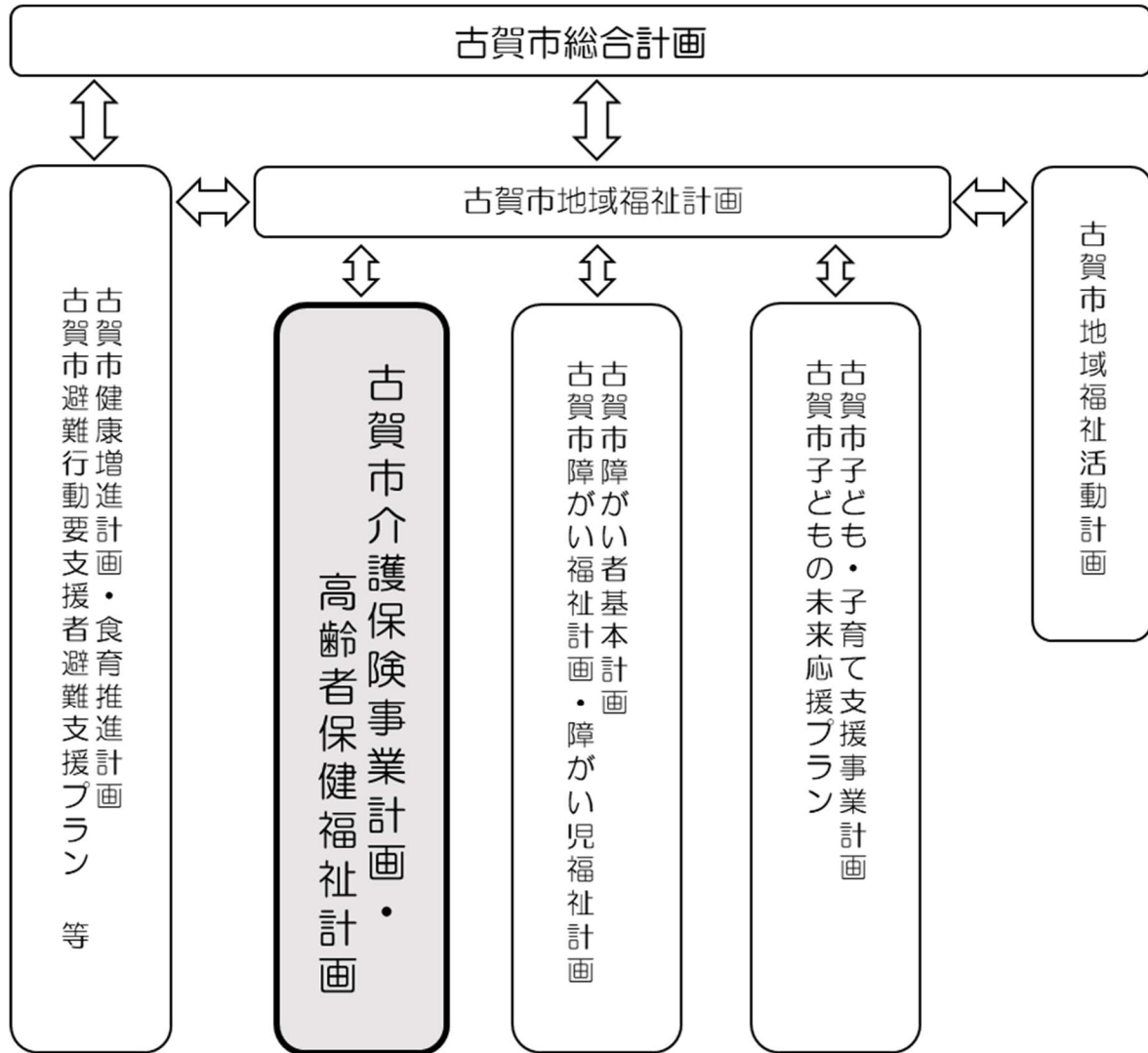
（1）介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画の関係

本計画は、介護保険制度に係る事業計画である「介護保険事業計画」（介護保険法第117条の規定に基づく）と、全ての高齢者を対象とした保健福祉に関する総合的な計画である「高齢者福祉計画」（老人福祉法第20条の8の規定に基づく）を「古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画」（令和6（2024）～令和8（2026）年度）として、一体的に策定するものです。

（2）その他関連計画との関係

本計画は、「古賀市総合計画」をはじめ、「古賀市地域福祉計画」、「古賀市健康増進計画・食育推進計画（ヘルスアップびらん）」、「古賀市障がい者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）」等の市の関連計画との整合性や国・県の計画との調整を図り、策定しています。

(図表 1) 古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画とその他の計画の関連図



3. 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会

様々な見地からの意見を反映するため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者代表等で構成する「古賀市介護保険運営協議会」において、本計画の策定に係る審議を行いました。

(2) 各種調査によるニーズ等の把握

要介護状態になる前の65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や要介護者を対象とした「在宅介護実態調査」等の調査のほか、パブリック・コメントを活用し、高齢者を取り巻く現状と課題の把握を行い、計画への反映に努めました。

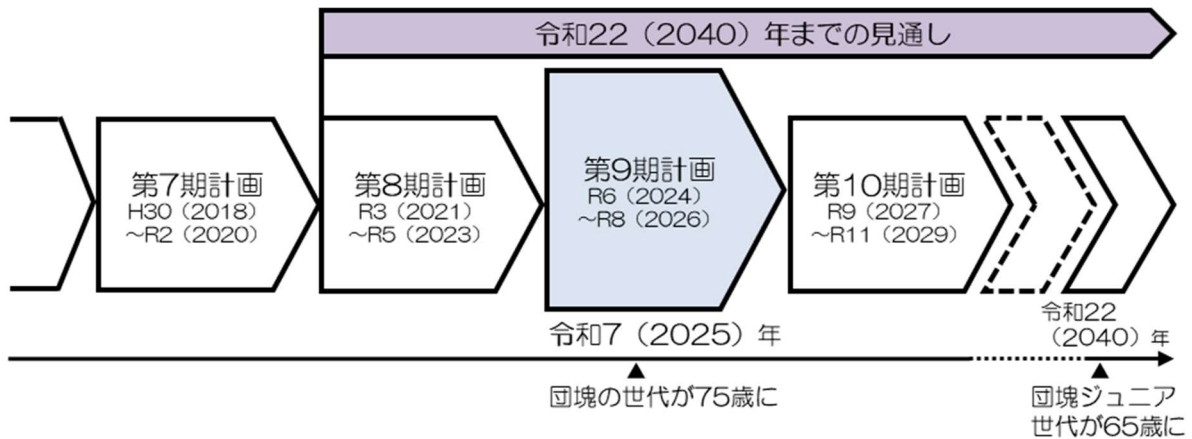
4. 計画の期間

「介護保険事業計画」の期間は、「介護保険法」(第117条)の規定に基づき、3年間で1期としています。

本計画の計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えますが、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年も見据えた上で、「介護保険事業計画」に合わせて令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画とします。

平成12(2000)年の介護保険制度創設以来、第9期目の計画となります。

(図表2) 計画の期間



5. 日常生活圏域について

日常生活圏域とは、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し、おおむね30分以内に必要なサービスの提供が可能な圏域を保険者ごとに定めるものです。

そこで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステム構築の推進にあたり、その中核機関として令和3年度から市全域を担う基幹型地域包括支援センターと、日常生活圏域3か所に地域包括支援センターを設置し、体制強化を図りました。日常生活圏域を中学校区単位として設定し、複雑化・多様化する高齢者のニーズに対し、きめ細かな支援を行います。

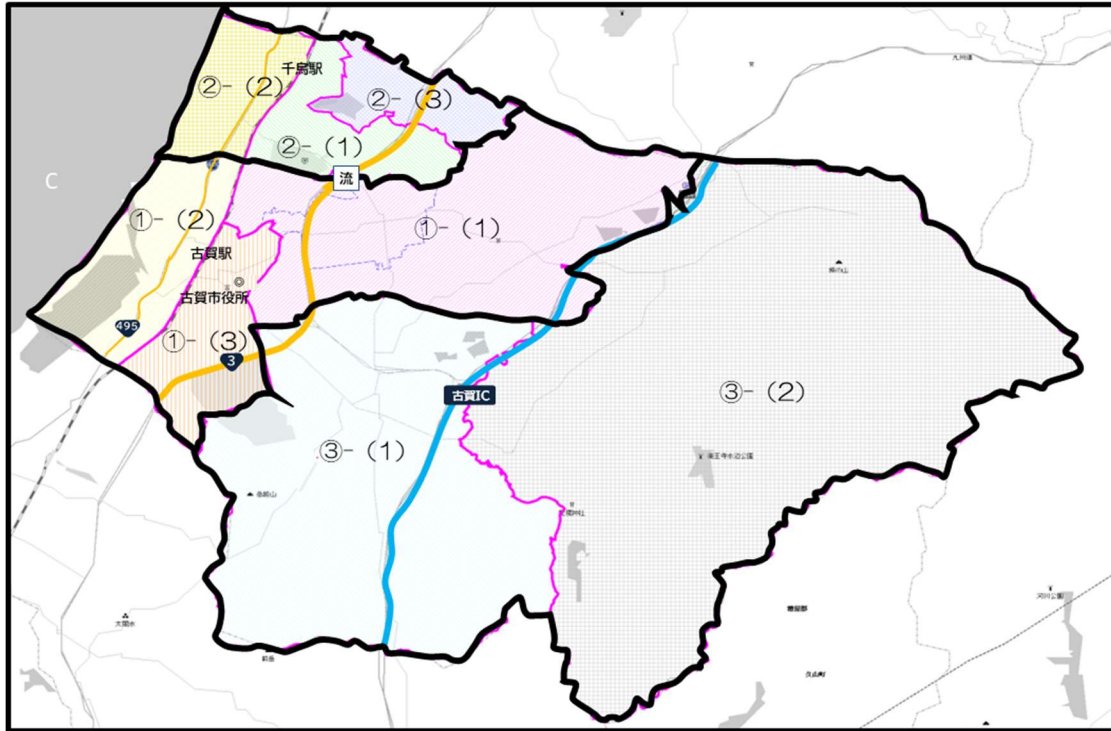
介護予防・生活支援サービスの基盤整備についても、令和3年度から日常生活圏域3か所に生活支援コーディネーターを配置し、引き続き小学校区を単位として地域支えあいネットワークの構築を図ります。

(図表3) 日常生活圏域別人口(令和5年3月31日現在)

圏域	中学校区	人口	高齢者人口(65歳以上)		後期高齢者人口(75歳以上)		世帯数	高齢者のいる世帯	高齢者世帯の占める割合
			高齢化率	高齢化率					
圏域1	古賀	26,636人	7,395人	27.8%	4,058人	15.2%	12,413世帯	3,862世帯	31.1%
圏域2	古賀北	19,984人	5,347人	26.8%	2,313人	11.6%	8,728世帯	2,322世帯	26.6%
圏域3	古賀東	12,517人	3,768人	30.1%	1,765人	14.1%	5,444世帯	1,766世帯	32.4%

(出典) 住民基本台帳

(図表 4) 日常生活圏域と小学校区



日常生活圏域	3圏域
地域包括支援センター設置数	4か所
介護予防・生活支援サービスの基盤整備	8小学校区

①古賀中学校区		
(1) 古賀東小学校区	(2) 古賀西小学校区	(3) 花鶴小学校区
②古賀北中学校区		
(1) 千鳥小学校区	(2) 花見小学校区	(3) 舞の里小学校区
③古賀東中学校区		
(1) 青柳小学校区	(2) 小野小学校区	—

※行政区長制度の区域を基に圏域を設定しています。

6. 計画の基本理念

今後、生産年齢人口が減少していく中で、特に75歳以上の高齢者が急速に増加していくことが予測されますが、住み慣れた地域で、心のふれあいや地域の支え合いを通じ、高齢者が健康づくりや介護予防に取り組み、支援や介護が必要になっても安心して自分らしく生活できるような社会を築いていくことが重要です。そのため、本計画では前期計画の基本理念を継承しつつ、上位計画の基本目標等を踏まえた基本理念としています。

<基本理念>

住み慣れた地域でともに支えあい、
健やかに最期まで安心して暮らせるまちづくり